



今月のお知らせ

感染症や気象状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

さわやかサロン

日時：5月15日(木) 13時30分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：脳トレ(間違い探し)
参加費：無料

脳をリフレッシュ!

ペン習字教室

日時：5月19日(月) 13時30分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：「絵手紙」「実用的な書」

～いつでも、どこでも、
誰でも、楽しめること～



健康サロン

日時：5月20日(火) 13時30分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：健康マージャン
(符計算はありません)

健康マージャンは、頭脳ゲームとして脳を活性化させることへつながるため、思考力や創造力、記憶力、コミュニケーション能力が上昇するといわれています。

～賭けない・飲まない・吸わないをモットーに
健康・仲間・健康づくりを実現しましょう～
初心者歓迎します(毎月第1、3火曜日開催予定)

みんなの楽観

5月はお休みします
ただいま2025年開催企画立案中
次号告知します

倉吉市人権教育研究会 総会と学習会

日時 2025年5月10日(土) 午前10時開会
場所 倉吉交流プラザ 視聴覚ホール
内容 総会(10:00～11:00)
学習会(11:00～12:00)



お問い合わせ
倉吉市人権教育研究会
事務局
(倉吉市人権政策課内)
電話:22-8130
FAX:22-8230

長島愛生園 隔離された人生に学ぶ

境港出身 元ハンセン病患者 石田雅男さんの生き方

困りごとはありませんか? 人権が侵害されていませんか

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市 人権政策課
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇されましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

電話 22-8130
電話/FAX 28-2017

さわやか人権文化センターだより

さわやか

センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

2025年5月1日発行 No.367
〔発行所〕さわやか人権文化センター
〔所在地〕〒682-0602
倉吉市上米積 1074-1
〔電話兼ファックス〕0858-28-2017
〔メールアドレス〕sawayaka@ncn-k.net

お気軽にさわやか人権文化センターへお寄りください。

楽しく過ごそう! 「さわやかサロン」が始まりました。



毎年参加されている方は、「のんびりすることが楽しい。継続して置いており、ごきぶりの姿を見ることがなくなり快適です」と話されていました。

ごきぶり団子づくりの後は、みんなで団らんです。農作物の出来ばえや懐かしい思い出話など、時間が過ぎるのも忘れて世間話に花が咲き、笑いが絶えませんでした。

2025年度第1回さわやかサロンは4月10日に、毎年恒例の“ごきぶり団子づくり”を行いました。団子づくりは材料の量を慎重に計りながら、作業を行いました。途中、器具が動かなくなるアクシデントがありましたが、比較的スムーズに団子が完成しました。



今年度のさわやかサロンは...

さわやかサロンは、生きがいづくりと外出のきっかけづくりを目的として開催します。おしゃべりを楽しみながら作品づくりをしたり、簡単な体操で体を動かし、健康で助け合いながら暮らしていける地域づくりを目指します。

さわやか人権文化センター 主な事業予定

今年度はこのような事業を
予定しています！
参加お待ちしております

みんなの楽級

月 1 回程度

作品づくりや人権学習など、地域のつながりを大切にしながら交流を深める事業を開催していく予定です。女性も男性も、高齢の方も若い方も、すべての人を対象としています。たくさんの皆さまのご参加をお待ちしています。



視察研修



「蒸しパン」づくり



音楽鑑賞会

ペン習字教室

毎月第3月曜日

絵手紙や日常に役立つ「書」を学びます。楽しみながら作品づくりに取り組むなかで、考える力・思いを伝える力を養い、つながることを喜び合います。



人を大切にする力を培う講座 (仮称)

《新規計画》

一人ひとりを大切にする力を培い、安心して暮らせる地域社会をめざして、「人を大切にする力を培う講座」(仮称)の開催を計画します。

若い方も高齢の方も、女性も男性も、ぜひご参加ください。



さわやか人権フェスティバル

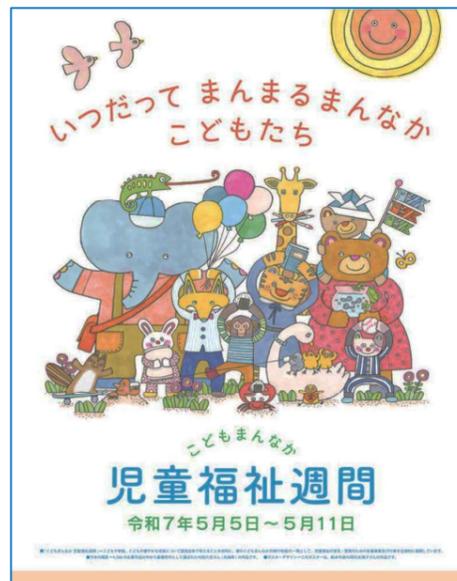
12月予定

作品展示など日頃の学習や地域・学校などでの活動の発表の場になります。



こどもまんなか児童福祉週間

5月5日～11日



こどもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝であるこどもたちに対する国民全体の願いです

そのためには、すべてのこどもが家庭や地域において豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を私たちがつくっていくことが重要です。

国はこどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか児童福祉週間(5月5日～5月11日)」と定めています。

●こどもの権利条約とは…

こどもの権利条約は世界中のこどもたちの守られるべき権利を定めた国際法です。こどもの権利条約にはすべてのこどもたちがしあわせに暮らしていくために以下のようなことが書かれています。

差別されない

人種や性別、使う言葉、信じている宗教、親がどのような人か、障がいの有無…どのような違いがあっても差別されません。もし、あなたが差別されて苦しんでいるなら助けを求めてください。

あなたが一番

大人は、「あなたにとって最もよいことは何か」をいつも考えなければなりません。あなたの人生は、大人の都合だけで決められてよいものではありません。

守られる命

全てのこどもには生きる権利があります。あなたは、すこやかな成長のために、十分な教育や支援を受けることができます。

意見は大切

あなたの意見は、あなたの年齢や成長に応じて、しっかりと尊重されます。意見があれば、伝えてみましょう。



●ひとりで悩まないで、相談してみよう

こどもの人権110番 **0120-007-110**

24時間子供 SOS ダイヤル **0120-0-78310**

(文部科学省所管)